

千葉市文化財保存活用地域計画を策定しました ～市内文化財の総合的な保存活用に係るマスタープラン～

千葉市では、市内にある多種多様な文化財の総合的な保存・活用に係るマスタープラン兼アクションプランとして、「千葉市文化財保存活用地域計画」を策定しました。本計画について、12月19日付で、国の文化審議会文化財分科会において諮問・答申され、同日付けで文化庁長官より認定されましたので、お知らせします。

今後は、本計画に基づき、市民や所有者、行政などが協力し、文化財を活かした魅力溢れるまちづくりに取り組んでいきます。

なお、本市における文化財全般を対象とした総合的な計画は、本計画が初めてとなります。

1 計画概要

文化財を確実に保存・活用していくには、市民や所有者、行政などが協力し合い、組織的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、市内の文化財を保存・活用するためのマスタープラン兼アクションプランとして、本計画を策定しました。

2 主な取り組み内容（別添「概要」参照）

（1）都市アイデンティティ関連遺跡の発掘調査の実施

加曽利貝塚や千葉氏関連遺跡等の都市アイデンティティに関する重要な遺跡について、大学等の専門機関と連携した発掘調査等を実施し、価値や魅力を学術的に裏付ける。

（2）大学等機関との連携による若年層への訴求力の向上

文化財に興味関心の薄い若年層を対象に、文化財の価値や魅力を探し活用方法を検討するワークショップを、大学等機関と連携して実施する。市は、この成果を活用し、若年層に訴求する文化財の価値や魅力を発信する方法を検討する。

（3）関係団体の活動調査

文化財を保存・活用する地域の担い手と連携するため、公民館等で活動する関係団体やその活動を確認する。

（4）文化財の価値や魅力を活かしたユニークベニューの検討

MICE主催者へのニーズ調査等、建造物や史跡等のユニークベニューとしての活用を、観光担当課と連携して検討・調整を行う。

（5）災害時等の連絡体制や防災・防犯マニュアルの整備

災害時や盗難被害等発生時の連絡体制や防災・防犯マニュアルを整備し、所有者・管理者に配布する。

3 計画策定までの経緯

令和 3 年度 過去の文化財調査成果の整理等の準備作業

令和 4 年度 協議会設置、計画素案・文化財リストの作成、アンケート調査結果の分析、市民講座開催。
※国庫補助事業として、令和 4 年度から 7 年度の 4 カ年で実施

令和 5 年度 計画素案・文化財リストの作成（継続）、市民参加型ワークショップ開催、協議会開催

令和 6 年度 計画素案・文化財リストの作成（継続）、内容の府内照会、協議会開催。文化庁担当調査官への照会

令和 7 年度 パブリックコメント手続きの実施（募集期間 5 月 28 日～6 月 30 日）
計画案を文化庁に提出（9 月 1 日付）
計画の認定申請提出（11 月 18 日付）
国の文化審議会文化財分科会にて諮問・答申・認定（12 月 19 日付）

＜参考＞文化財保存活用地域計画について

平成 31 年度の文化財保護法改正により、地域住民と行政が一体となり、地域の文化財を後世に継承していくための体制整備を目的に制度化されました。

文化財保護法の規定（法第 183 条の 3）や文化庁の指針、都道府県が策定する「文化財保存活用大綱」（千葉県は令和 2 年度に策定済み）を踏まえ、市町村の特色を活かしつつ策定し、文化庁長官の認定を受けることで、新たな国庫補助金の活用、市町村による未指定文化財の国登録文化財への提案等が可能となります。